

# **宇和島市障がい者計画・ 障がい福祉計画（第5期）**

平成30（2018）年3月

宇和島市

## はじめに

政府は平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備を進め、平成26年末に国会での批准手続きを終え、同条約は平成26年2月に我が国においてその効力を発生することとなりました。

この間、平成23年に障害者基本法が改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな理念が掲げられるとともに、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、児童福祉法の改正等を通じ、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支えるための福祉施策の充実が図られてきました。また、障害者差別解消法が平成28年度から施行され、差別の解消のための必要かつ合理的な配慮の実施が求められています。

本市では、障がい者（児）のニーズや各種施策の実施状況等を踏まえ、平成27年4月に「宇和島市障害福祉計画（第4期）」を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画では、第4期計画で掲げた基本理念である「うわじま ノーマライゼーションプラン」を引き継ぎ、障がい者（児）の「自立と社会参加」の促進と、誰もが安心して共に暮らせる「共生社会」の実現をめざして、国や県をはじめ市民の皆様や関係機関・関係団体等との連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、障がいのある人を含むすべての市民の皆様が、健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざしてまいります。

終わりに、本計画策定に当たりご協力をいただきました関係者の皆様、貴重な御意見を寄せて下さいました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

宇和島市長 岡原 文彰

## 目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	8
3 計画の期間 .....	10
4 計画策定体制と策定方法 .....	10
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	11
1 人口・世帯について .....	11
2 障がいのある人の状況と課題 .....	12
第3章 障がい福祉に関する基本的な考え方 .....	24
1 基本理念 .....	24
2 計画の視点 .....	24
3 計画の基本目標.....	25
第4章 障がい者計画.....	26
1 差別解消・権利擁護の推進 .....	27
2 地域生活支援の充実.....	32
3 保健・医療の充実.....	37
4 療育・保育・教育の充実 .....	39
5 雇用・就労の充実.....	42
6 生活環境の整備.....	44
第5章 障がい福祉計画.....	49
1 第5期計画における成果目標 .....	49
2 障害福祉サービスの見込量 .....	52
3 障害児通所支援事業の見込量 .....	57
4 地域生活支援事業の見込量 .....	60
第6章 計画の推進体制.....	66
1 計画の広報・周知.....	66
2 計画の推進 .....	66
3 計画の進捗管理.....	67
資料編.....	68
1 宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）検討委員会委員名簿.....	68
2 宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱 .....	69
3 宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱 .....	71
4 障害福祉に関するアンケート調査結果.....	73

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 宇和島市の取り組み

宇和島市（以下、本市という。）では、平成 18（2006）年度に障害福祉サービスの充実をめざして「第1期宇和島市障害福祉計画」を、平成 20（2008）年度に『～安心してうわじまで暮らせる、自立と共生のまち～』を基本理念とした「宇和島市障害者計画」を策定して、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も、国の障がい者施策の制度改革等を踏まえながら、平成 21（2009）年度に「第2期宇和島市障害福祉計画」を、平成 24（2012）年度に「第3期宇和島市障害福祉計画」を策定、平成 27（2015）年度には、第3期までの「障害福祉計画」における施策を評価・検証し、より本市の実情に応じた「宇和島市障害福祉計画（第4期）」を策定し、『うわじま ノーマライゼーションプラン』を基本理念として、障がいのある人や障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。また、平成 27（2015）年度には、本市の障がいのある人に関する施策の基本的な事項を定める「宇和島市障害者計画」を策定しています。

この度、「宇和島市障害福祉計画（第4期）」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正、本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第5期）」（以下、本計画という。）を策定することとしました。なお、本計画では「宇和島市障がい児福祉計画（第1期）」も一体的に策定しています。

### ■障がい者計画と障がい（児）福祉計画との関連イメージ

#### 障がい者計画

障害者基本法に基づき、障がい者施策全般にかかる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけ。

#### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法等に基づく業務の円滑な実施に関する計画。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけ。

#### ＜策定する事項＞

- 平成 32（2020）年度における成果目標
  - ・福祉施設から地域生活への移行
  - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 等
- 障害（児）福祉サービス
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量と確保の方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量と確保の方策

## (2) 障がい福祉をめぐる国の動向

国の障がい福祉施策においては、法律や制度が大きく変化してきました。中でも最も大きな変更点の一つが、平成 18（2006）年 4 月の「障害者自立支援法」の施行による、障がい者施策の 3 障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

その後、平成 24（2012）年に「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」へと改正され、谷間のない支援提供のための障がい者の範囲の変更（難病等の追加）、障害程度区分から支援区分への改定、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備がなされています。

この間、平成 23（2011）年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の中で、発達障がいを精神障がいに含め、さらに社会的障壁が生活を制限する原因と明示されるなどの変更がなされました。平成 25（2013）年に成立した「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障がい者への合理的配慮の提供」が求められ、平成 28（2016）年 4 月に施行されました。

また、障がい児への支援に関しては、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児支援の提供体制を計画的に確保し、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等が連携することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現に向けた「第 1 期障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

### ■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律[平成 30（2018）年 4 月施行]改正ポイント

1. 障がい者の望む地域生活の支援
  - (1) 自立生活援助の創立
  - (2) 就労定着支援の創立
  - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
  - (4) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
  - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
  - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
  - (3) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
  - (4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
  - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
  - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

## (3) 計画の対象

この計画における「障がい」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義による、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がい（政令に基づき厚生労働大臣が定める難病等による障がいを含む）をさすものとし、「障がいのある人」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を総称しています。

## (4) 第5期計画における見直しのポイント

国においては、第5期障がい福祉計画の策定に向けて基本指針が改訂されました。第5期障がい福祉の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

### ポイント1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

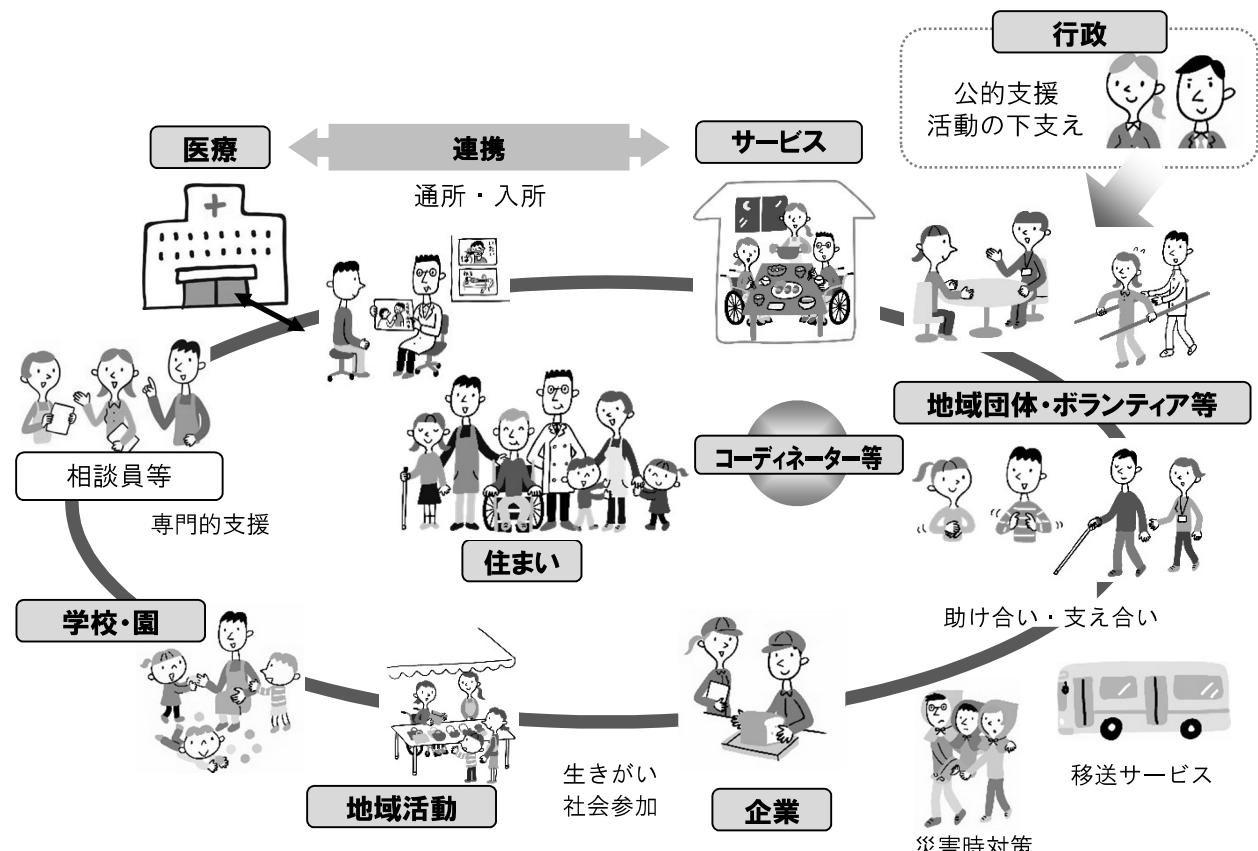
### ポイント2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすことを政策理念として明確にする。

### ポイント3 発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

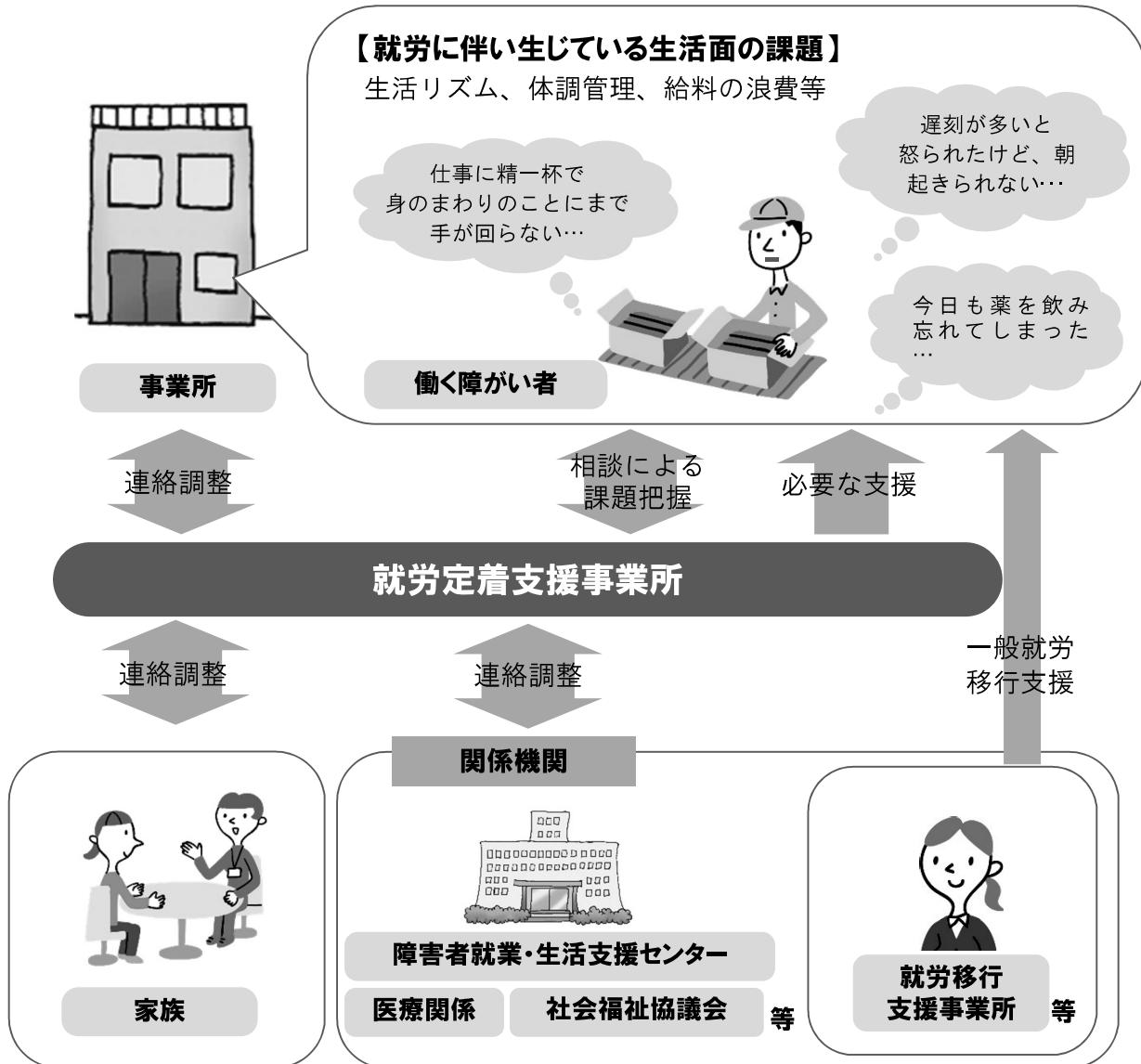
### ■地域で包括的に支援する仕組みのイメージ図



## ポイント4 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

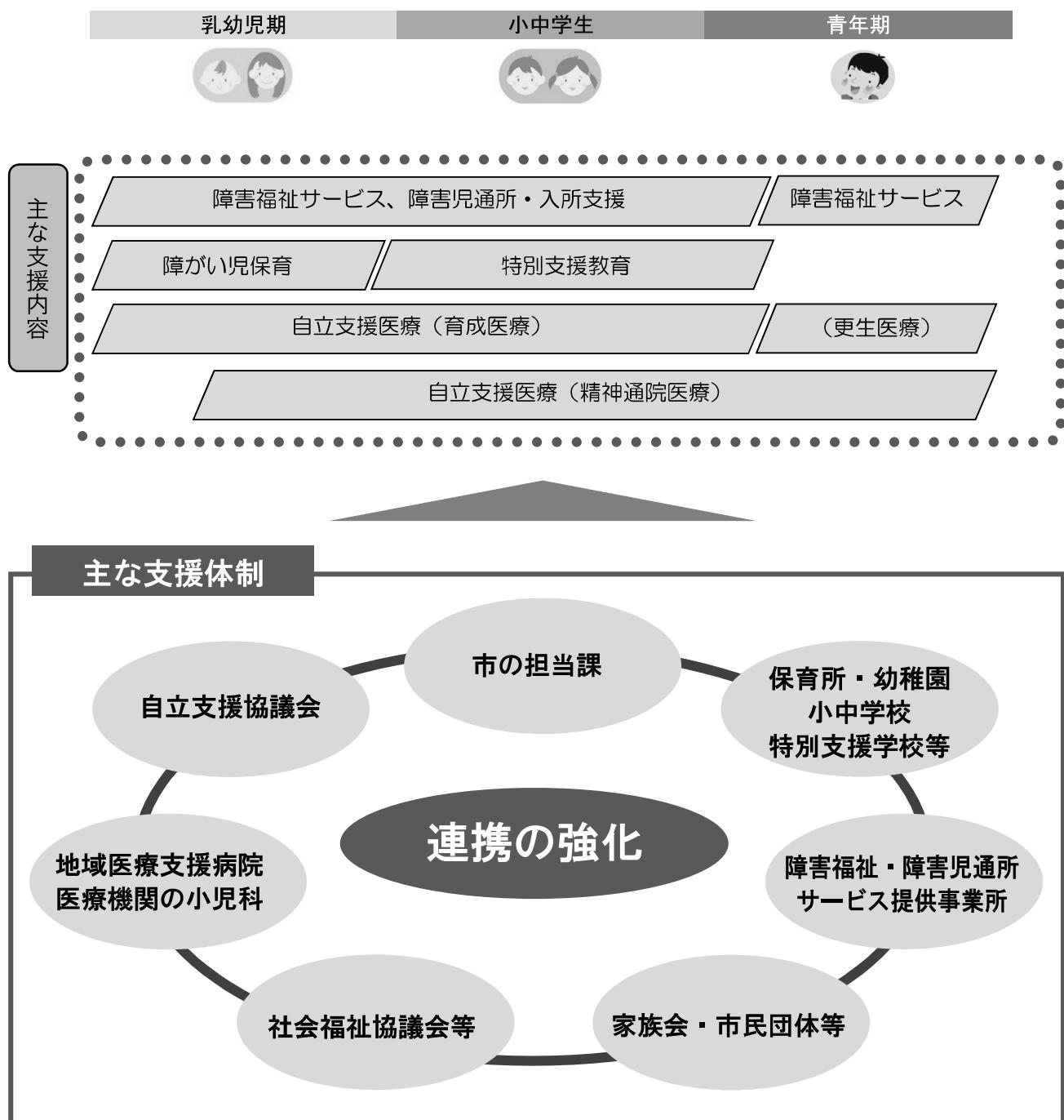
### ■就労定着に向けた支援のイメージ図



## ポイント5 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

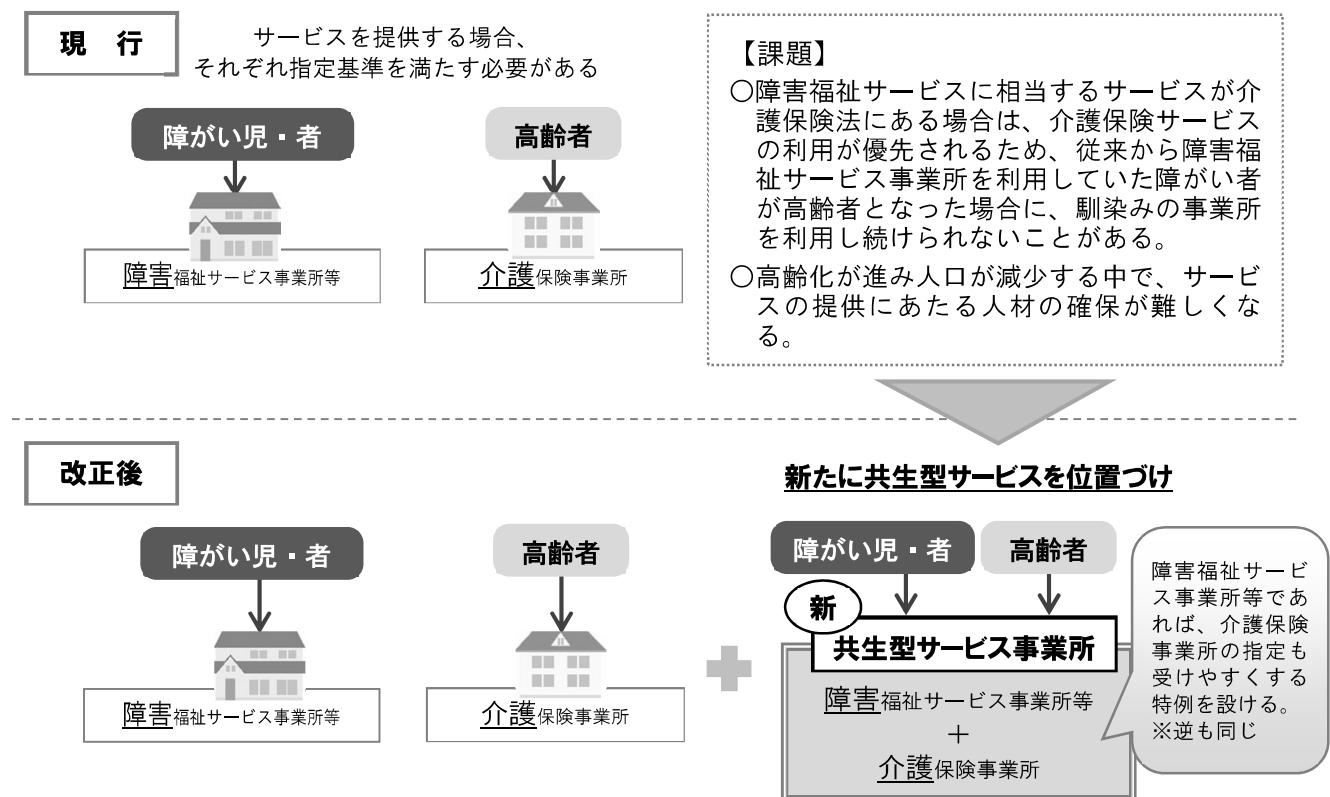
### ■障がい児のサービス提供体制のイメージ図



## ポイント6 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすい仕組みづくりの方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりの方向性を盛り込む。

### ■ 1つの事業所で障害福祉サービスと介護サービスを提供するイメージ図



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

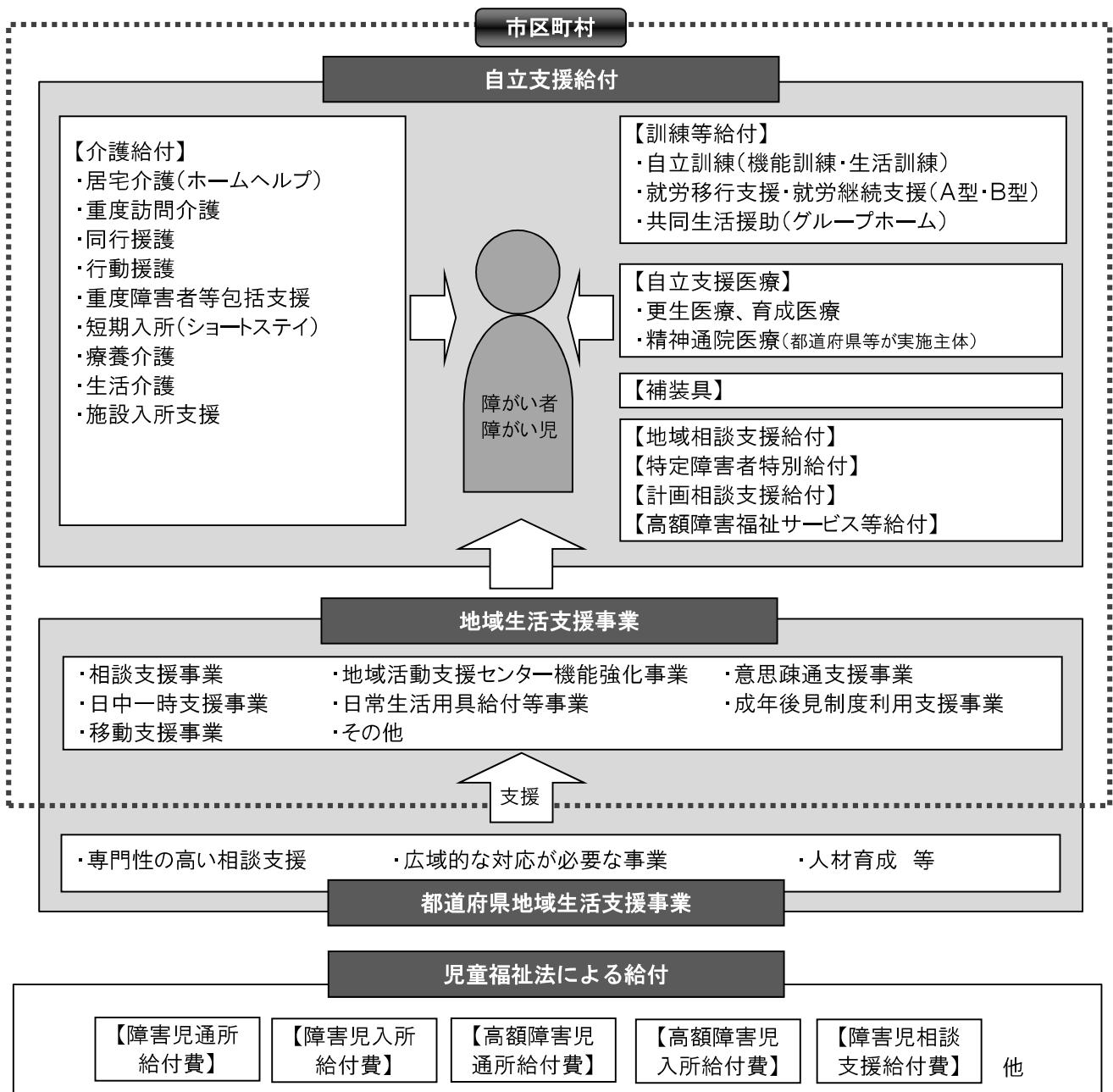
資料：平成28年度全国厚生労働関係部局長会議（全体会議・厚生分科会）資料

## (5) 障害者総合支援法のサービス体系

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別され提供されています。これに加え、「児童福祉法」に基づく障害児（福祉）サービスとの連携を図っています。

また、平成30（2018）年から「自立生活援助」や「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」が新しく開始されます。

### ■障害者総合支援法のサービス体系

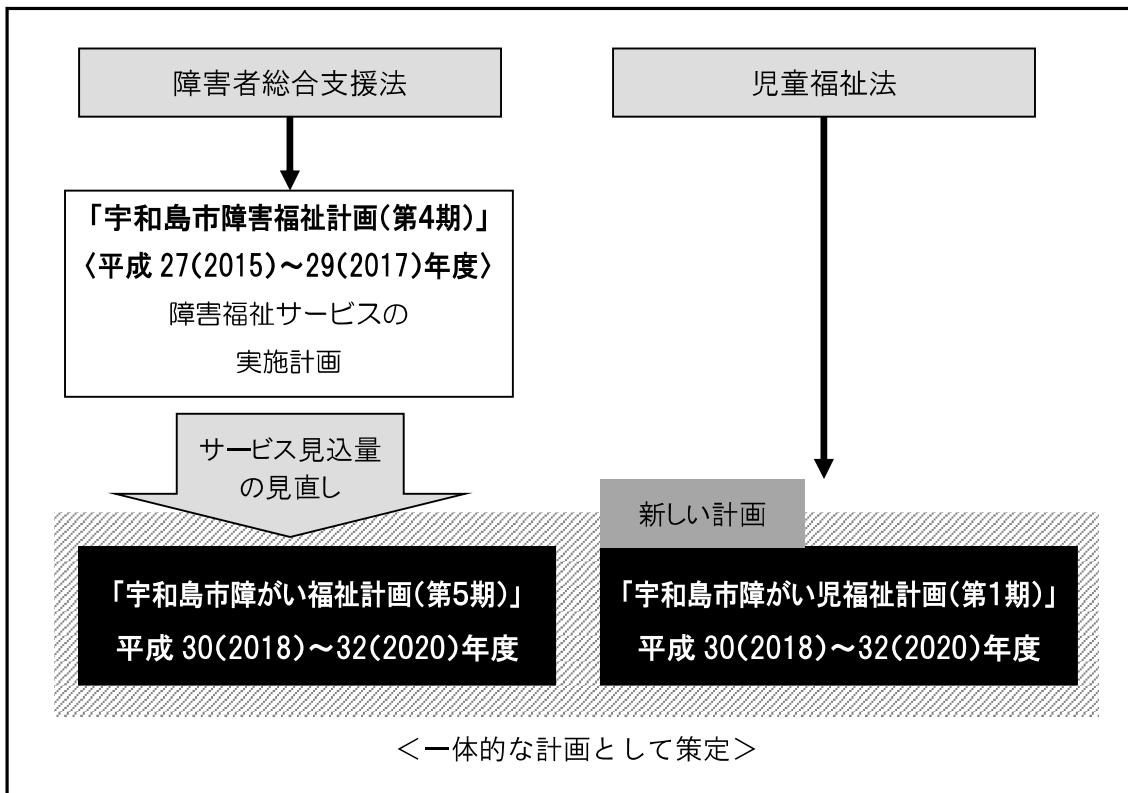


※「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」は平成30(2018)年より開始

## 2 計画の位置づけ

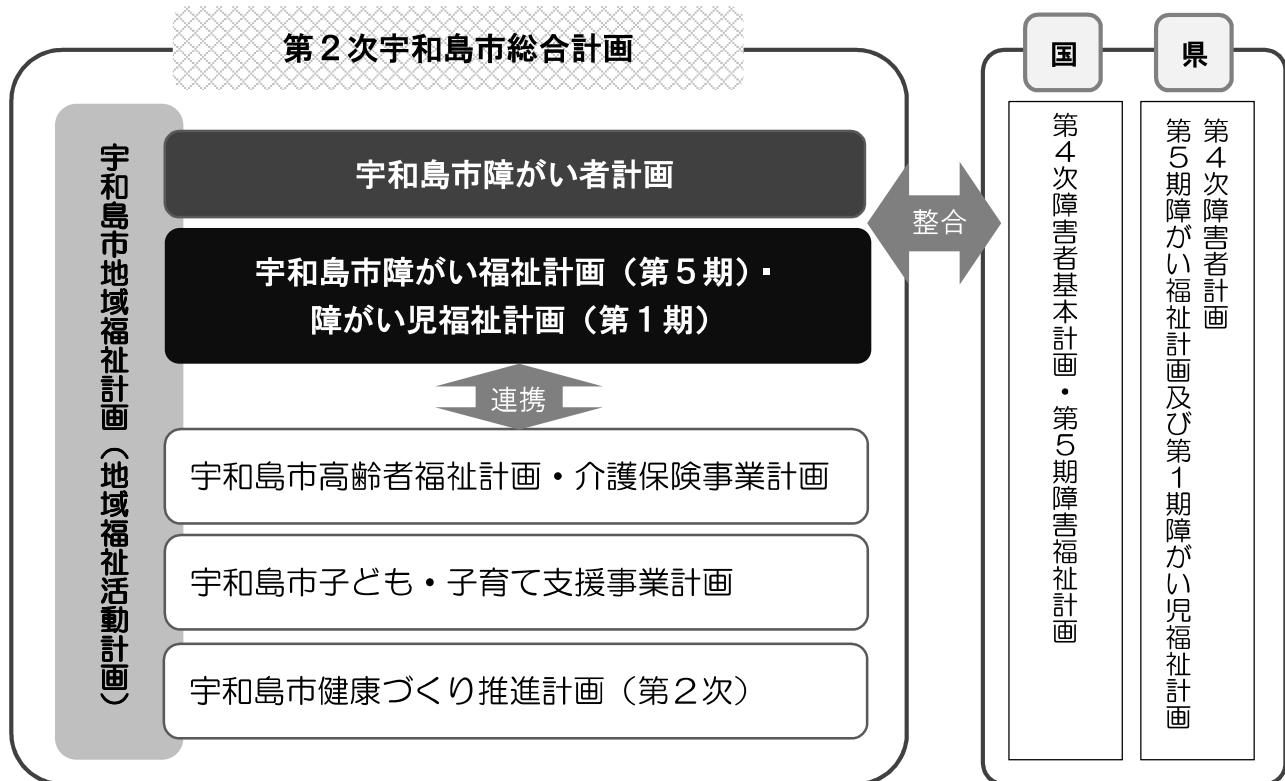
### (1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保の方策を定める計画です。



### (2) 各種計画との関係

障がいのある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があります。このため、本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」[平成30（2018）年度～34（2022）年度]、「障害福祉計画（第5期）」[平成30（2018）年度～32（2020）年度]や「愛媛県障害者計画（第4次）」[平成27（2015）年度～31（2019）年度]、「第5期愛媛県障がい福祉計画及び第1期愛媛県障がい児福祉計画」[平成30（2018）年度～32（2020）年度]、また、本市における上位計画である「第2次宇和島市総合計画」[平成30（2018）年度～39（2027）年度]との整合を図りつつ、「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。



### (3) 計画策定における連携

愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画においては、障がい保健福祉圏域が設定され、それぞれ数値目標を定めた圏域ビジョンが示されています。

本市は宇和島圏域に属しており、  
松野町、鬼北町、愛南町等の近隣市  
町との連携を図るとともに、近隣圏  
域との連携を図っていきます。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障がい者計画」は平成 27（2015）年度から平成 32（2020）年度までの6年間、「障がい福祉計画（第5期）」は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間とします。

なお、「障がい者計画」については、この度の「障がい福祉計画」の策定にあわせ、必要部分を見直し、改訂するものとします。

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)
障がい者計画 平成 27（2015）～32（2020）年度（6年間）						次期障がい者計画 平成 33（2021）～38（2026）年度（6年間）		
障害福祉計画（第4期） 平成 27（2015）～29（2017）年度（3年間）						次期障がい福祉計画 平成 33（2021）～35（2023）年度（3年間）		
：	：	：	：	：	：	：	：	：

### 4 計画策定体制と策定方法

#### （1）計画検討委員会

本計画の策定にあたっては、市民や関係者等の意見を反映するために、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第5期）検討委員会」を設置し、障がいのある人を取り巻く現状と課題の計画への反映や、必要な障害福祉サービス等の見込量について協議を行いました。

#### （2）アンケート調査

障がいのある人の生活状況や障がい者施策に関する意向等を把握するため、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施し、その結果を計画に反映しました。

#### （3）ヒアリング調査

これまでの本市の障がい者施策や今後の課題、事業所におけるサービスの提供状況等を把握するため、関係団体・事業所を対象に「障害福祉計画に係る状況調査」を実施しました。

#### （4）パブリックコメント

庁内関係課との調整を図るとともに、計画策定に広く市民の意見を反映させるため、市ホームページにおいて計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

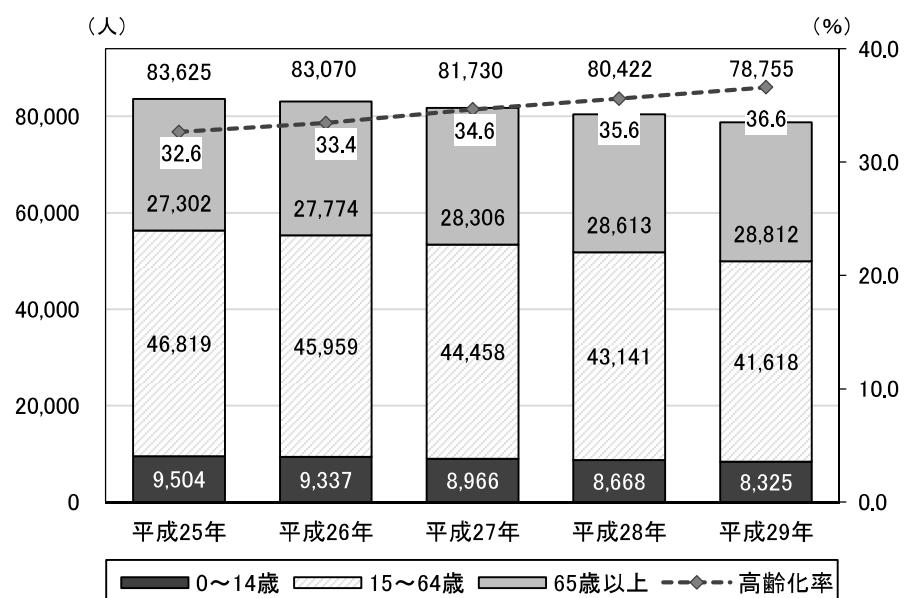
## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1 人口・世帯について

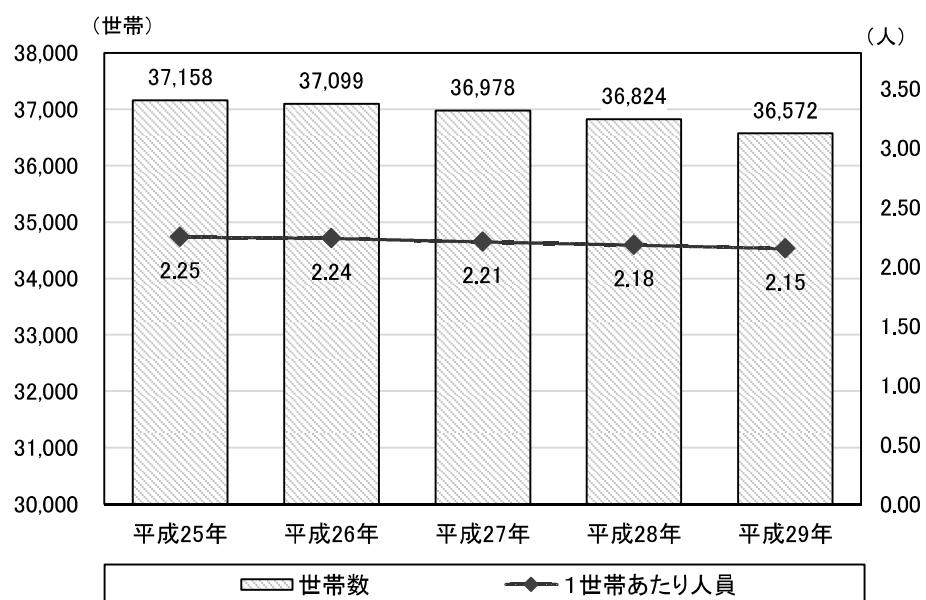
総人口の推移をみると、年々減少しており、平成29(2017)年には78,755人となっています。年齢3区分別にみると、0~14歳、15~64歳の人口は減少している一方で、65歳以上の人口は増加し、高齢化率は年々上昇しております、少子高齢化が進んでいます。

世帯数の推移をみると、年々減少しております。また、1世帯あたり人員も減少しております、平成29(2017)年には2.15人となっています。

#### ■総人口と年齢3区分別人口の推移



#### ■世帯数と1世帯あたり人員の推移



## 2 障がいのある人の状況と課題

### (1) 障害者手帳所持者について

障害者手帳の所持者総数は減少傾向にあり、平成 28 (2016) 年度には 5,477 人となっています。手帳別所持者数をみると、平成 24 (2012) 年度に比べて平成 28 (2016) 年度における身体障害者手帳の所持者数は 432 人減少していますが、療育手帳は 59 人増加、精神障害者保健福祉手帳は 86 人増加しています。

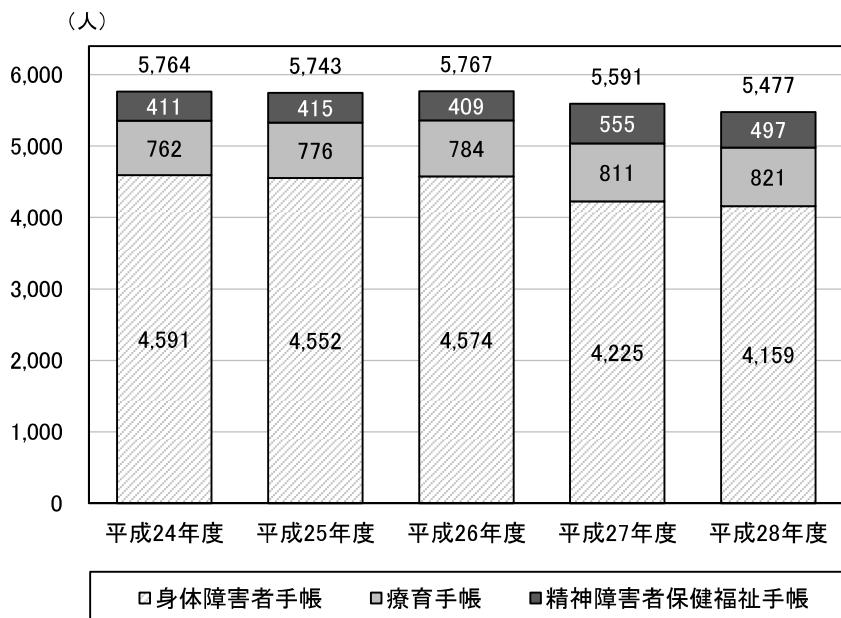
■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	5 か年 増減
身体障害者手帳	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159	-432
療育手帳	762	776	784	811	821	59
精神障害者 保健福祉手帳	411	415	409	555	497	86
合計	5,764	5,743	5,767	5,591	5,477	-287

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）グラフ



## ①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、平成 28 (2016) 年度には 4,159 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満、18 歳以上ともに減少しています。等級別、障害種類別にみると、年度によって微増微減はあるものの、いずれも概ね減少傾向にあります。等級別では、1 級・2 級の占める割合が 5 割を超えております。

また、障害種類別では、内部障害の割合が年々上昇しており、生活習慣病（高血圧・糖尿病・動脈硬化・一部のがん）などの予防可能な疾病の重症化や合併症等（人工透析・心筋梗塞・慢性閉塞性呼吸器疾患など）が一因と考えられます。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
18 歳未満	57	53	48	49	48
18 歳以上	4,534	4,499	4,526	4,176	4,111
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

### ■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
1 級	1,590	1,576	1,585	1,506	1,522
2 級	898	877	880	769	750
3 級	718	707	707	637	612
4 級	903	922	925	866	846
5 級	269	258	265	251	243
6 級	213	212	212	196	186
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159
1・2 級占有率	54.2%	53.9%	53.9%	53.8%	54.6%

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

### ■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
視覚	373	362	365	322	310
聴覚・平衡機能	322	323	321	305	291
言語・聴覚 そしゃく機能	50	49	49	45	44
肢体不自由	2,494	2,457	2,459	2,246	2,202
内部障害	1,352	1,361	1,380	1,307	1,312
合計	4,591	4,552	4,574	4,225	4,159
内部障害占有率	29.4%	29.9%	30.2%	30.9%	31.5%

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

## ②療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は年々増加しており、平成28(2016)年度には821人となっています。

年齢別にみると、18歳未満、18歳以上ともに増加しています。

平成28(2016)年度末における療育手帳所持者のうち、18歳未満は全体の18.0%、平成28年度療育手帳新規交付申請児21人のうち、発達障がい児が11人で52.4%を占めています。

また、等級別にみると、重度、重度以外(中・軽度)のいずれも増加しており、特に重度以外(中・軽度)は、平成24(2012)年度に比べて平成28年度では56人増加し、506人となっています。

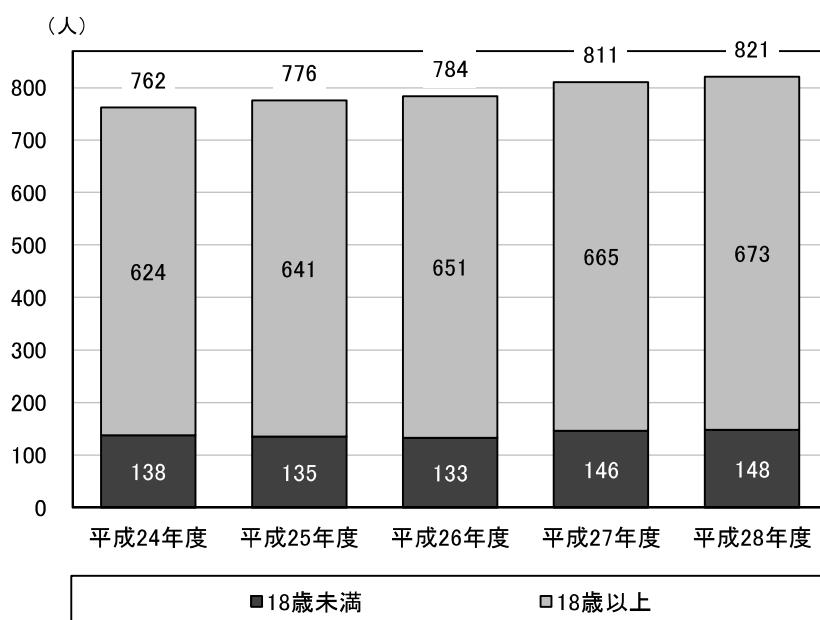
### ■療育手帳所持者数の推移(年齢別)

単位：人

	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
18歳未満	138	135	133	146	148
18歳以上	624	641	651	665	673
合計	762	776	784	811	821

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

### ■療育手帳所持者数の推移(年齢別)グラフ



### ■療育手帳所持者数の推移(等級別)

単位：人

	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
重度	312	312	312	316	315
重度以外	450	464	472	495	506
合計	762	776	784	811	821

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

### ③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 24 (2012) 年度に比べ平成 28 (2016) 年度では 86 人増加し、497 人となっています。

年齢別にみると、18 歳未満は、平成 27 (2015) 年度、平成 28 (2016) 年度と増加しており、発達障がいによる手帳所持者が含まれていることが影響しています。

また、等級別にみると、いずれの等級も平成 27(2015)年度に増加しましたが、平成 28(2016) 年度には減少に転じました。特に 1 級は 32 人減少し、56 人となっています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
18 歳未満	0	0	0	4	9
18 歳以上	411	415	409	551	488
合計	411	415	409	555	497

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

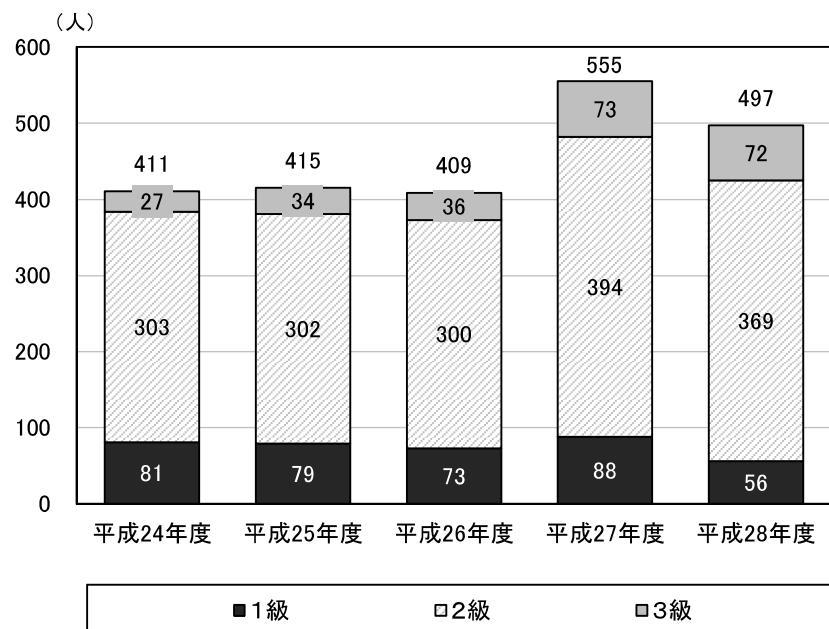
#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
1 級	81	79	73	88	56
2 級	303	302	300	394	369
3 級	27	34	36	73	72
合計	411	415	409	555	497

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）グラフ



## (2) 自立支援医療費受給者について

自立支援医療費の受給者数は年々増加しており、平成 28 (2016) 年度には 1,770 人となっています。

対象別にみると、精神通院医療は年々増加している一方、更生医療は年々減少しています。育成医療は平成 27 (2015) 年度まで減少していましたが、平成 28 (2016) 年度は増加に転じ、26 人となっています。

### ■自立支援医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
精神通院医療	1,053	1,074	1,100	1,269	1,343
更生医療	471	467	450	403	401
育成医療	—	28	25	16	26
合計	1,524	1,569	1,575	1,688	1,770

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

## (3) 重度心身障害者医療費受給者について

重度心身障害者医療費の受給者数は年々減少しています。平成 24 (2012) 年度に比べて平成 28 (2016) 年度では 154 人減少し、2,233 人となっています。

### ■重度心身障害者医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
総数	2,387	2,351	2,343	2,276	2,233

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係

## (4) 発達障がいのある人について

発達障がいのある人の数を把握することは困難ですが、平成 24 (2012) 年度の文部科学省調査結果によると、小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、6.5%程度が発達障がいの可能性があるとされています。

## (5) 難病のある人について

平成 25 (2013) 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法では、障がい者に新たに難病等が追加され、難治性疾患克服研究事業の対象である 130 疾患と関節リウマチの方が対象となりました。

さらに、平成 27 (2015) 年 1 月 1 日からは対象疾患が 130 から 151 疾患へ、同年 7 月 1 日から 332 疾患へ、平成 29 (2017) 年 4 月 1 からは 358 疾患へ拡大され、障害者手帳の所持にかかわらず、必要と認められた支援（障害者福祉サービス等）が利用できるようになっています。

## (6) 障がい児の状況について

### ①特別支援学級の在籍者数

児童生徒の総数が減少する中で、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、平成28(2016)年度には特別支援学級在籍者割合が、小学校・中学校ともに2%を超えていました。

#### ■特別支援学級在籍者数の推移

単位：人、%

		平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
小学校	児童総数	3,963	3,876	3,701	3,538	3,483
	特別支援学級 児童数	67	73	68	69	75
	割合	1.69	1.88	1.84	1.95	2.15
中学校	生徒総数	2,021	1,887	1,828	1,681	1,566
	特別支援学級 生徒数	24	25	28	28	33
	割合	1.19	1.32	1.53	1.67	2.11

資料：学校基本調査

### ②特別支援学校の在籍者数

平成29(2017)年の特別支援学校の在籍者数は、宇和特別支援学校が小学部14人、中学部13人、高等部39人の合計66人となっています。松山盲学校は中学部1人、高等部1人の合計2人、しげのぶ特別支援学校は小学部1人となっています。

#### ■市外の特別支援学校在籍者数[平成29(2017)年5月1日]

単位：人

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
宇和特別支援学校（知的障がい部門）	11	12	35	58
宇和特別支援学校（聴覚障がい部門）	2	0	3	5
宇和特別支援学校（肢体不自由部門）	1	1	1	3
松山盲学校	0	1	1	2
しげのぶ特別支援学校	1	0	0	1
合計	15	14	40	69

資料：各校

## (7) 障がい者の就労状況について

### ①民間企業における障がい者雇用の状況

民間企業において就労する障がい者数は年々増加しており、平成28(2016)年度には120人となっています。障がい者の実雇用率も上昇し、平成28(2016)年度には2.15%と、現在の国の法定雇用率2.0%を達成しています。[平成30年(2018)4月1日から、民間企業における障がい者の法定雇用率は2.2%に引き上げ]

#### ■民間企業における障がい者雇用率の推移

単位：人、%

	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
基礎労働者数	5,259	5,426	5,450	5,789	5,570
うち障がい者数	77.5	90.5	85.0	110.0	120.0
実雇用率	1.47	1.67	1.56	1.90	2.15

資料：宇和島公共職業安定所

#### ■民間企業における法定雇用率達成企業数の推移

単位：社、%

	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
対象企業数	35	39	43	46	42
うち法定雇用率達成企業数	22	22	21	31	31
法定雇用率達成企業割合	62.9	56.4	48.8	67.4	73.8

資料：宇和島公共職業安定所

#### ■民間企業における障がい者雇用の比較（平成28(2016)年6月1日現在）

区分	企業数 (社)	法定雇用算定基礎労働者数 (人)	障がい者の数(人)				実雇用率 (%)	達成企業割合 (%)
				身体	知的	精神		
全国	89,359	24,650千	474千	328千	105千	35千	1.92	48.8
愛媛県	920	168,288.5	3,147.0	2,140.5	745.5	261.0	1.87	51.7
宇和島市	42	5,570	120.0	87.5	21.5	11.0	2.15	73.8

資料：【全国】平成28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【県】平成28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)

## ②市役所等における障がい者雇用の状況

平成 28（2016）年の本市の機関（2か所）において就労する障がい者数は 28.5 人、実雇用率は 2.26%となっており、現在の国の法定雇用率 2.3%を達成できていない状況です。[平成 30（2018）年4月1日から、市町村の機関における障がい者の法定雇用率は 2.5%に引き上げ]

### ■市町村の機関における障がい者雇用の比較[平成 28（2016）年6月1日現在]

区分	機関数 (か所)	法定雇用算定 基礎職員数 (人)	障がい者の数 (人)	実雇用率 (%)	達成機関割合 (%)
全国	2,333	1,077 千	26 千	2.43	88.0
愛媛県	6	16,274.5	374.0	2.35	100.0
宇和島市	2	1,261.0	28.5	2.26	0.0

資料:【全国】平成 28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)

【県】平成 28(2016)年障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)

【市】宇和島公共職業安定所

## (8) アンケート調査結果からみる障がいのある人の状況と課題

以下は、調査結果から主な項目を抜粋したものです。

※調査結果全項目については、「資料編」に記載しています。

### ①生活について

生活の場については、「持ち家」が70.2%、次いで「借家」が15.6%、「公営住宅」が7.1%となっています。

一緒に暮らしている人については、「配偶者」が40.1%、「親・祖父母」が36.2%、「ひとり暮らし」が19.9%、主な介助（援助）者の年齢については、『夫または妻』では60歳代が53.3%、『父・母』では70歳以上が30.9%、『兄弟・姉妹』では60歳代が40.0%を占めています。

- 介助者の高齢化がみられ、障がい者支援とともに家族支援が重要となっています。  
特に、親亡き後、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援の充実が求められます。

### ②障害福祉サービス等の利用について（不明・無回答を除いた割合）

現在、利用しているサービスについては、「生活介護」が24.7%、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が19.1%「就労継続支援B型」が18.0%の順となっています。

また、今後利用したいサービスでは「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日常生活用具給付」がそれぞれ30.1%、次いで「自立訓練（機能訓練）」「就労継続支援B型」「移動支援」が22.9%、「自立生活援助」が21.7%となっています。

- 家族のレスパイトや緊急時に利用できる施設、安心して生活できる場、障がいのある人の社会参加に伴う支援等が求められています。また、交通手段の乏しい障がい者や高齢者等について、地域特性を踏まえつつ、生活支援を検討する必要があります。

### ③福祉に関する情報の取得方法

「広報誌」が30.1%、次いで「市役所などの窓口」が23.0%、「サービスを受けているところ（施設、事業所）」が17.4%、「病院」が16.3%となっている一方、「特にない」が20.6%を占めています。

- 情報の取得方法のない障がい者が多い状況です。日常生活において、だれもが必要な情報が得られるよう、提供する側は障がい特性に応じた配慮や支援方法を工夫することが必要です。

### ④福祉サービスを利用するとき困ったこと

「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が32.3%、次いで「特に困ったことはない・わからない」が24.1%、「どんなサービスがあるのか知らない」が23.8%となっています。

- 福祉サービスや制度等について、様々なツールを活用し、障がいのある人にわかりやすく周知することが重要です。

## ⑤地域で生活するために必要な支援について

「年金や手当などの経済的な負担の軽減」が 51.8%、次いで「日常生活上の援助（必要な手続きの支援など）が受けられること」が 35.8%、「相談支援（困ったときにいつでも相談できる場所や人）などの充実」が 29.1% となっています。

- 安心して地域で生活していくために、障がい者のニーズに応じた多様な相談支援体制の整備と、利用を促進するための相談窓口の周知が必要です。
- 経済的基盤が不安定な障がい者のために、制度の活用や雇用・就労分野との連携を含めた経済的自立に向けた支援が重要です。

## ⑥学校や幼稚園・保育園等での生活を送るうえで必要なこと

「一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮」が 19.1%、「教職員の理解の徹底」が 15.6%、「学習・学校生活に必要な設備の充実」及び「児童・生徒やその保護者の理解の促進」がそれぞれ 8.5% となっています。

- 生活時間の多くの過ごす学校や保育園等においては、障がい特性の理解と対応が重要です。障がいのある子どもが、合理的な配慮を含む支援のもと、できる限り障がいのない子どもとともに教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や周囲の理解が求められます。

## ⑦就労する場合、希望する支援（配慮）について

「障がいに合わせた働き方ができること（内容や勤務時間、休憩など）」が 30.1%、次いで「職場内で障がいに対する理解があること」が 29.1%、「働ける職場が増えること」が 15.6%、「仕事について相談する場所があること」が 14.9%、「長く働くことができること」「賃金や給与が充実していること」が 13.5% となっています。

- 障がい特性に応じた就労の選択肢を増やしていくことが求められています。
- 就労に関する相談窓口の周知や就労定着のための支援が必要です。

## ⑧日常生活で差別や偏見、疎外を感じるときがあるか

「ほとんど感じたことはない」が 37.9%ともっとも高い一方、「ときどき感じる」が 33.0%、「よく感じる」が 7.4%となっており、約4割が差別や偏見等を感じています。

## ⑨障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要なこと

「広報・啓発の充実」が 24.1%、次いで「学校における福祉教育の充実」が 19.1%、「理解の促進を行うボランティア活動の充実」が 16.0%、「積極的な社会への進出」が 15.6% となっています。

- 差別や偏見等を感じる障がいのある人が多い状況です。「障害者差別解消法」等に基づき、差別解消や合理的な配慮の考え方等について、広く啓発していく必要があります。

## (9) ヒアリング調査結果からみる障がい者施策の課題

以下は、調査結果から関係団体や事業所が感じている課題や本市へ希望すること等について抜粋したものです。

### ①障がい児・者に対する福祉サービスについて

- ・教育関係機関、保健、医療、福祉、地域等で常に連携し、当事者や関係者の顔の見える関係を築き、障がいがあっても差別されることのない明るい地域社会の構築を望む。
- ・障がい者の生活をトータルとして援助できるシステムが必要。現在はサービス間の隙間があるため、手続き等煩雑。障がい者への福祉サービス提供に習熟したヘルパー人材の育成が必要。
- ・幼児期からの支援（療育）の大切さ。グレーゾーンの方の相談を含めた支援の必要性。
- ・児について所属が変わるとき十分な情報共有がされることが必要。
- ・障がい児に関する相談支援事業所が少なく、ほぼ1か所に集中している状況。そのため、現状把握ができないと思われる。相談支援事業所が中心となって各事業所との連携をとりつつ、利用児の将来に向けての支援体制を考えていってほしい。
- ・就労において離職した場合のフォロー及び地域での孤立を防ぐためには、福祉サービスにつなぎながら再度の就労支援が必要。
- ・生活介護における1ヶ月の支給量の上限が設定されているため、それを超えてサービスを提供しても報酬が支給されない。
- ・地域の中で生活し、充実した「今」を送りたいと思っている方はたくさんいるが、旧市内には知的障がいを対象としたグループホームがない。
- ・根本的には人手不足、支援者のプロ意識不足。

### ②地域包括ケアによる地域の連携強化について

- ・グループホームや共同住宅等が少なく地域移行ができにくい。
- ・親亡き後、また保護者の高齢化に伴い、地域活動支援センターを利用している当事者は、通所への移動や日常生活の支援者に欠け、衣食住に係る身の回りの世話や、医療機関の受診介助など福祉サービスの提供を求める方が多くなる。今後、単身化する障がい者をどのようにサポートしていくか地域全体の課題として地域包括ケアシステムを構築し、当事者自身も地域で何ができるか役割を見出したり、支援を受けるサービス内容を徐々に明確にしていく必要がある。
- ・障がい者へのサービス提供に関して、地域包括ケアによってどのように連携して取り組めるかがわかりにくいで、具体的な連携例等を示してほしい。
- ・当法人でも家族の高齢化により、在宅での生活を不安に感じているご利用者も増えている。どの家族も施設入所ではなくグループホームや持ち家のある方はヘルパー利用などの地域での生活を望まれている。他機関との連携や何かあったとき（24時間体制）の対応がとれるようなものが充実していれば安心なのかもしれない。
- ・重度心身障がい（児）者において、身体介護の24時間体制の確保が必要であり、医療との連携や緊急時の支援を強化することが必要。
- ・医療機関の連携、災害時の支援、発達障がいについての理解を促す取り組みが必要。

### ③障がい者の社会参加について

- ・企業、事業所等の障がいに対する理解と配慮が必要。（障がい者雇用できる企業の増加を含む）
- ・一般企業等の希望する人材の情報を取り扱う機関があればと考える。
- ・障がい者就労支援団体や施設と障がい者の就労を希望する会社との連携。
- ・障がい者が働く企業や事業所が地域のどこにあり、障がい者自身が適応可能な作業内容など、選択できるための事業所見学会の開催企画や、企業にジョブトレーナーや精神保健福祉士等の専門職の配備を行い、障がい者雇用の環境整備が必要。
- ・公共職業安定所（ハローワーク）に障がい者雇用の募集をかけているが、応募がないため障がい者にとって働くことへの不安や働くと思える仕事の条件やニーズを知りたい。
- ・就労が障がい者の自立のひとつとして、希望する障がい者の人たちに対してもっと就労支援を雇用政策として強化してほしい。
- ・もっとたくさんの仕事を準備すればどうか。自宅でできる仕事やスキルアップできる仕組みづくり。
- ・A型事業所を増やしてもらいたい。
- ・閉じこもりをなくし、障がい者が外に出て行ける環境をつくる。特に移動方法の確保。また、就労した際に安定した賃金を保証することも必要。

### ④障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進について

- ・地域住民の理解が得られ、住宅事情、アパートの受入れがスムーズにできればよい。（特に精神）
- ・まだまだ障がい者への偏見が強く、将来的にグループホームなどの事業を立ち上げるときの懸念材料となっている。そのため、障がい者に対する理解を深めるための活動を行ってほしい。
- ・地域交流事業等で障がい者自身も積極的に地域に出向き、地域の人たちとつながり顔見知りとなり、存在を知ってもらうこと。また、具体的な声掛けや話し合える関係の人を多く持つ努力をし、地域や社会生活の改善を図っていくことが大切。
- ・地域行事への参加を通して地域住民と交流を持ち、障がい者に対する住民の理解を促す。
- ・障害者差別解消法はできたが、地域に浸透しておらず法律すら知らない人が多く、偏見の目や差別が解消されていないため、宇和島市広報に障害者差別解消法について掲載するなどの措置が必要。
- ・地域の方へももっとこれらの法律のことを知ってもらいたい。知らない人、わからない人が多い。
- ・従事者（職員）、家族に対しても研修などしたらどうか。
- ・一般への理解を深めるためには、学校教育を巻き込む必要がある。

# 第3章 障がい福祉に関する基本的な考え方

## 1 基本理念

本市の障がい福祉計画では、「第1期障害福祉計画」において定めた基本理念『うわじま ノーマライゼーションプラン』を継承し、障がい福祉を推進してきました。

本計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、計画を推進します。

### うわじま ノーマライゼーションプラン

本市は、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域で暮らすことのできる社会、自分らしく暮らすことのできる社会をめざします。

また、宇和島市総合計画においてめざす将来像「自立・共生・協働のまちづくり」の理念と計画の視点の整合を図りつつ、障がい福祉のさらなる充実を図ります。

## 2 計画の視点

### (1) 地域共生のまちづくりの推進

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上に向けて、障がいの有無にかかわらず、だれもが持てる能力を最大限に発揮しながら、住み慣れた地域において安心・安全に生活できるよう、道路や公共交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化に取り組みます。

また、障がい者への差別の解消や障がいへの理解の促進、虐待防止等、心のバリアフリーについても取り組みを進め、すべての市民の人権が尊重され、お互いに支え合える、地域共生のまちづくりをめざします。

### (2) 障がいの特性を踏まえた利用者本位の総合的かつきめ細かな支援の展開

障がいのある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障がいに応じたニーズの的確な把握に努めます。また、性別を問わず、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活ができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関だけでなく、サービス提供事業者や民間企業、NPO、地域住民団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ効果的で、きめ細かな支援施策が行えるよう体制の整備に努めます。

また、利用者自らの選択に基づいた適切なサービスが利用できるよう、相談、利用支援等の体制の充実を図ります。

### (3) 市民参加と協働の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心・安全にいきいきと暮らせる社会を実現するためには、行政や障がい者団体等の関係団体をはじめ、地域に暮らす市民一人ひとりも含めた、地域の力が重要となります。地域で生活するすべての人がお互いに人権を尊重し、個性を理解し合いながら、地域のことを「我が事」としてとらえ、ともに地域づくりを担う一員として、力を合わせて様々なまちづくり活動や福祉活動に取り組むことが大切です。そのため、市民の参加と協働の一層の推進を図ります。

また、地域におけるサービス拠点づくりとして、NPOや地域住民団体等の多様な主体によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用した基盤整備に努めます。

## 3 計画の基本目標

本計画の基本理念に基づき、基本目標を定め、本計画期間における障がい者福祉施策を推進します。

### (1) 差別解消・権利擁護の推進

障がいのある人への偏見や差別をなくし、相互理解と人権尊重の意識の啓発を図ります。

### (2) 地域生活支援の充実

障がいのある人の自立促進と家族の負担軽減を図ることができるよう、福祉サービスの充実及び地域における生活基盤の整備等に取り組みます。

### (3) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病の予防・障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、必要な保健・医療等のサービスが適切に受けられるための連携体制等の環境整備を推進します。

### (4) 療育・保育・教育の充実

子どもの健やかな成長・発達のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。

### (5) 雇用・就労の充実

障がいのある人が、自分の力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、就労を支援する体制整備とともに経済的自立に向けた支援の充実に取り組みます。

### (6) 生活環境の整備

障がいのある人の社会参加を促進するまちづくりや、災害等から安心・安全な暮らしを守る仕組みづくりを推進します。